

◎特別職の職員の給与に関する法律等

の一部を改正する法律

(平成二十二年一月三〇日法律第八七号)

一、提案理由 (平成二十二年一月二〇日・衆議院総務委員 会)

○原口国務大臣 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

(略)

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定にあわせて必要な改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当等について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うこととしております。

(略)

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十二年一月二六日)

○近藤昭一君 ただいま議題となりました各案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、各案の要旨について申し上げます。

(略)

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、内閣総理大臣等の特別職の職員について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うとするものであります。

(略)

以上の各案は、いずれも、去る二十日本会議において趣旨説

明及び質疑が行われ、本委員会に付託され、原口総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十日及び本日一括して質疑を行い、討論、採決の結果、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成二十二年二月三〇日)

○佐藤泰介君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員に準じ、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであります。

(略)

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、地方における官民給与比較の在り方、適切な在庁時間管理と超過勤務縮減の必要性、給与削減が公務員の士気や公共サービスの質

に及ぼす影響、非常勤職員の処遇改善の促進等について質疑が行われました。

(略)

討論を終局し、順次採決の結果、一般職給与法改正案は多数をもって、特別職給与法改正案及び育児休業法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律